

高知県立県民体育館におけるお弁当の注文販売業者の募集要領

1 事業概要

(1) 事業の名称

高知県立県民体育館（以下、「県民体育館」という。）におけるお弁当の注文販売

(2) 事業目的

本事業は、県民体育館において、施設利用者の希望によりお弁当の注文を仲介することで利便性を向上させ、利用満足度をより高める施設となることを目的とします。

(3) 県民体育館の概要

所在地：高知県高知市棧橋通2丁目1-53

敷地面積：10,714.08 m² 建築面積：6,094 m²

主な施設：体育館（主競技場、補助競技場、大・小会議室）、室内プール（25m）

開設年：昭和48年

設置目的：県民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、スポーツの振興を図り、併せて行事、催物その他の用に供することを目的としています。

(4) 県民体育館の運営概要

①開館日 年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日。ただし、室内プールは、1月4日は開業準備のため利用できません。

②開館時間 基本的には、午前8時30分から午後9時までですが、時間が延長されています。詳しくは、ホームページ（www.kochi-kenmin.org/）をご覧ください。

③主要事業 運動施設管理運営事業
スポーツ教室開催等のスポーツ振興事業

④利用者数 年間20万人程度

(5) 事業内容

別途定める「県民体育館におけるお弁当の注文販売仕様書」のとおり

(6) 販売期間

契約締結日から令和4年3月31日までとし、双方から解約の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

契約解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

2 審査委員会の設置

審査を公正に行い、随意契約の相手先となる候補者を選考するために審査委員会を設置します。

3 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書等の内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者を選定します。

業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と当財団は、企画提案の内容をもとにして、事業の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。

4 参加資格

参加者の資格要件は次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を募集期間内に受けてないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (3) 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を置く者であること。
- (4) 高知県税を滞納していないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) この募集開始の日から当該事業の企画提案書の提出の日までの間に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令に違反したとして行政処分を受けていないこと。また、お弁当販売の運営実績があること。

5 募集に関する質問及び回答

(1) 受付期間

募集開始から令和3年3月2日（火）午後5時まで

(2) 受付方法

県民体育館に任意の用紙にて、ファックス、電子メールにて送付してください。口頭によるものは、受け付けません。また、ファックス又は電子メールの場合は、電話により着信を確認してください。

（連絡先）高知県立県民体育館 管理事務所

E-mail : sanbashi@kochi-kenmin.org/

TEL : 088-831-1166

FAX : 088-831-1218

(3) 回答方法

当財団のホームページに質問と回答を順次掲載します。

アドレス [http:// www.kochi-sport.org/](http://www.kochi-sport.org/)

6 企画提案書の作成

別途定める「県民体育館におけるお弁当の注文販売企画提案書作成要領」のとおり

7 提出書類

- ① 様式1 参加申込書
- ② 様式2 企画提案書

(2) 提出方法

郵送（書留）又は持参。

(3) 提出期限

令和3年3月8日（月）午後5時まで

ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和3年3月8日（月）の消印のあるものまで受け付けます。

8 審査

審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者を選定します。

9 審査結果

審査結果は、全ての参加者に文書で通知します。

なお、審査結果は、公益財団法人高知県スポーツ振興財団情報公開規程に基づき開示請求があった場合には開示の対象となります。

10 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じて複写（当財団及び審査委員会での使用）を行います。

(3) 提出された企画提案書は、公益財団法人高知県スポーツ振興財団情報公開規程に基づく開示請求があった場合には、同規程に基づき、当財団が判断します。

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはありません。

11 問合せ先

〒781-8010 高知市棧橋通2丁目1-53

高知県立県民体育館

伊藤、吉本

TEL : 088-831-1166

FAX : 088-831-1218

12 その他

(1) 企画提案書は、1参加者1提案とします。

(2) 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正はできません。

(3) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。

(4) 働きかけの禁止

本件提案に関して、審査員への働きかけを禁止します。